

乗鞍岳噴火時等の避難確保計画

【豊平地区一体版】

令和4年3月

地区名： 豊平地区

施設名： 乗鞍バスターミナル
岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場
乗鞍山の宿 銀嶺荘
乗鞍白雲荘
乗鞍本宮

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当地区の位置	2
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	4
4. 防災体制	4
5. 情報伝達及び避難誘導	10
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、 突発的に噴火した場合	10
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、 避難が必要となった場合	18
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外 で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が 発表された場合	21
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	23
7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	26
8. 参考資料	28
9. 様式	31

1. 計画の目的

乗鞍岳畳平地区（以下「当地区」という。）に立地する以下の施設は、高山市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき当地区としての避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者及び施設周辺にいる登山者・観光客等（以下「利用者等」という。）に対して、新型コロナウイルス対策を踏まえた上で、乗鞍岳の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 当地区内の避難促進施設

No.	施設名称（所有者等）
1	乗鞍バスターミナル（高山市）★
2	岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場（岐阜県） （以下「乗鞍鶴ヶ池駐車場」という。）
3	乗鞍山の宿 銀嶺荘（（株）乗鞍山頂銀嶺荘） （以下、「銀嶺荘」という。）
4	乗鞍白雲荘（乗鞍国際観光（株））
5	乗鞍本宮（乗鞍本宮）

★は、当地区内の代表施設を示す。

※乗鞍バスターミナルは、噴火時の対応等について、高山市丹生川支所と連絡、調整し、対応することとする。

※当地区に立地する乗鞍森林パトロールセンター等、避難促進施設以外の施設とも連携して対応を行うこととする。

2. 当地区の位置

以下に、当地区の位置図を示す。当地区は、想定火口域から概ね4km圏内に位置しており、噴火警戒レベル3の場合に避難が必要になる。

表2 施設の位置

項目		内容
想定火口からの距離		概ね1km以上2km以内
噴火警戒 レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外 (立入規制：想定火口から概ね1km以内)
	レベル3（入山規制）	範囲内 (立入規制：想定火口から概ね4km以内)
	レベル4・5（高齢者等避難・避難）	範囲内
地区に影響のある火山現象		噴石、降灰 (マグマ噴火では大きな噴石※が到達)

※大きな噴石とは、風の影響をほとんど受けずに火口から弾道を描いて飛散する概ね20～30cm以上の岩石をさし、避難までの時間的猶予がほとんどなく、破壊力が大きく生命に対する危険性が高い現象。

以下に、当施設の位置図を示す。

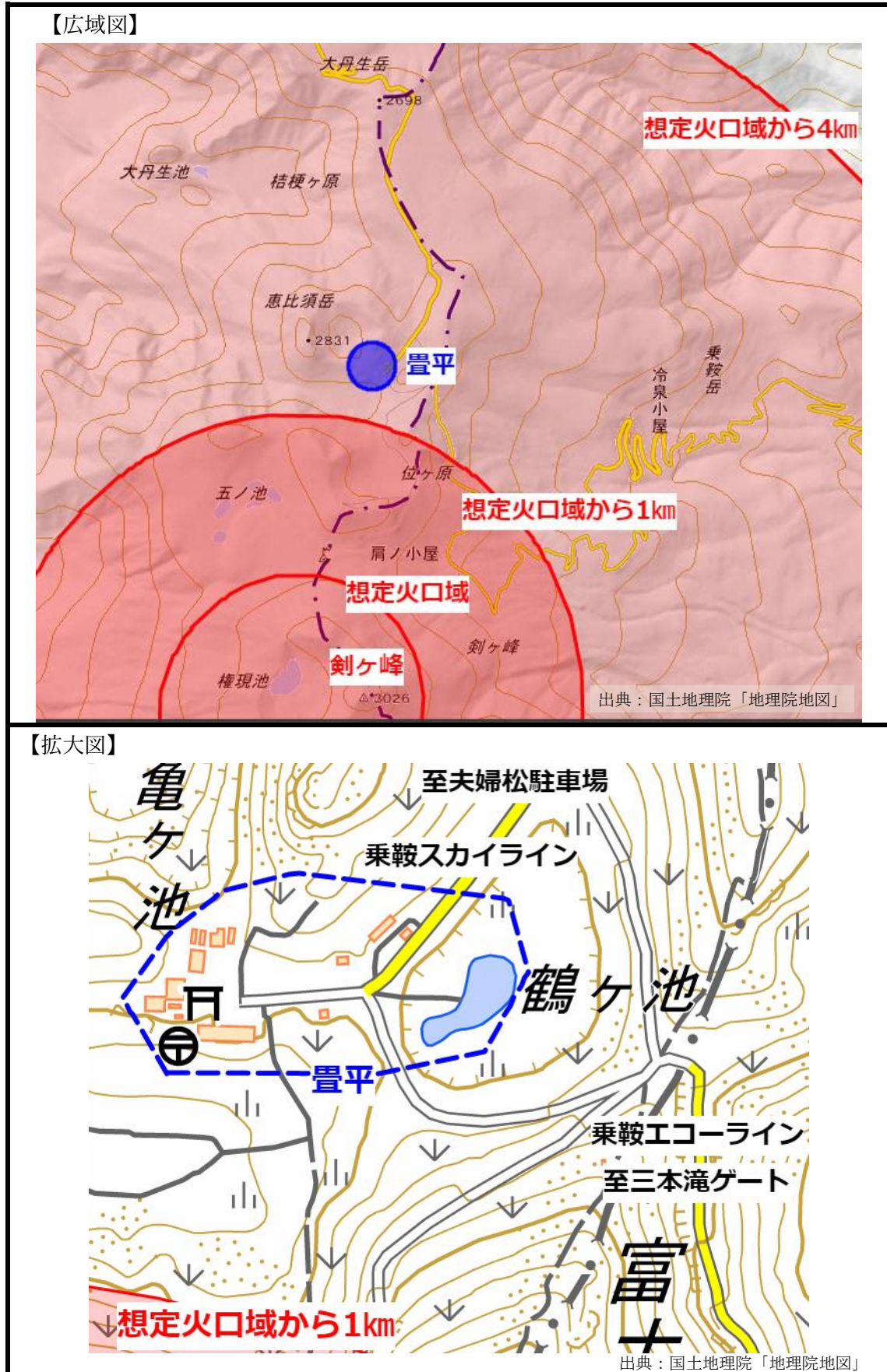


図1 当地区の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。
 また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。
 なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等
 (日中のピーク：8月の休日を想定)

業種	施設名	従業員数	常駐従業員	最大利用者数
宿泊施設	① 銀嶺荘	8人	4人	200人
	② 乗鞍白雲荘	6人	4人	50人
飲食店・土産物店	③ 乗鞍バスターミナル★	11人	11人	200人
その他	④ 乗鞍鶴ヶ池駐車場	6人	2人	1,440人
	⑤ 乗鞍本宮	6人	1人 (頂上にも1人)	50人
合計		37人	22人	1,940人

施設周辺にいる登山者・観光客等 (左記を含まない)
約1,200人

★は、当地区内の代表施設を示す。

表4 避難を確保すべき利用者等
 (夜間のピーク：8月の休日を想定)

業種	施設名	従業員数 (常駐)	最大利用者数
宿泊施設	① 銀嶺荘	4人	200人
	② 乗鞍白雲荘	4人	50人
飲食店・土産物店	③ 乗鞍バスターミナル★	2人	0人
合計		10人	250人

施設周辺にいる登山者・観光客等 (左記を含まない)
約400人

★は、当地区内の代表施設を示す。

※乗鞍鶴ヶ池駐車場、乗鞍本宮は、夜間従業員、利用者共に0人。

当地区の各施設の位置図を以下に示す。

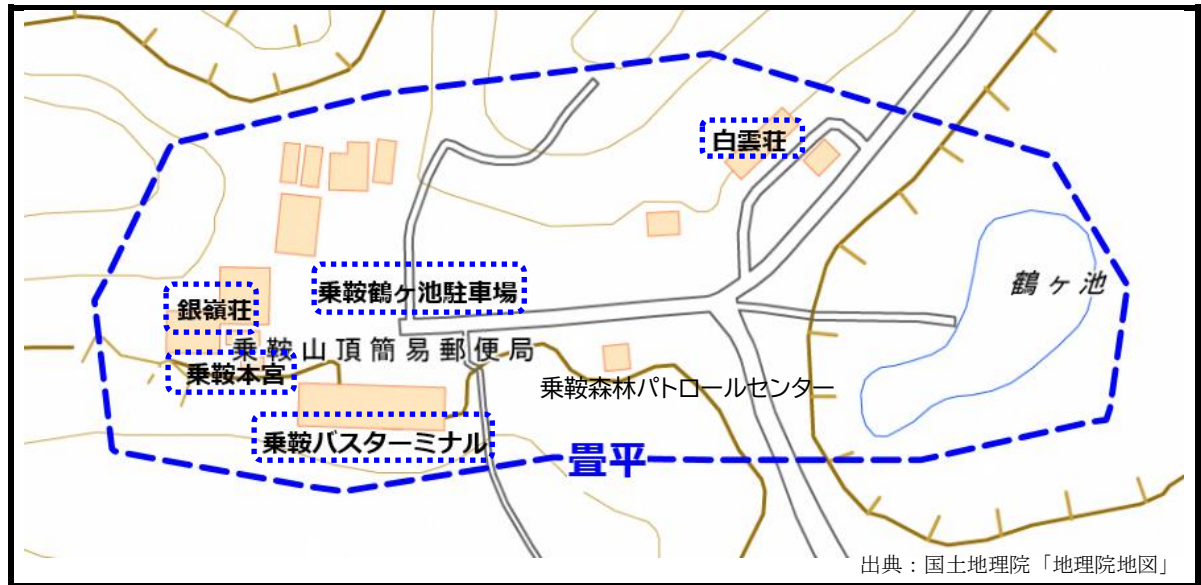


図2 施設位置図

4. 防災体制

乗鞍岳の火山活動が活発化した場合の当地区における防災体制は、以下のとおりである。

表5 火山活動状況と防災体制の関係

状況	防災体制	各施設の班組織	
<ul style="list-style-type: none"> ●噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合 ●噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合（噴火警戒レベル2～5） 	災害対応体制	乗鞍バスターミナル 【代表施設】	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班
		乗鞍鶴ヶ池駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班
		銀嶺荘	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班
		乗鞍白雲荘	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班
		乗鞍本宮	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班
<ul style="list-style-type: none"> ●火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合（避難が必要となる場合を除く） 	情報伝達体制	乗鞍バスターミナル 【代表施設】	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班
		乗鞍鶴ヶ池駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班
		銀嶺荘	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班
		乗鞍白雲荘	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班
		乗鞍本宮	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班

【当地区の体制図】

代表施設は、地区全体の災害対応を統括する。代表施設と地区を構成する施設は、以下の体制をとり災害対応にあたる。

★代表施設①		乗鞍バスターミナル	
統括管理者	支配人	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の統括 ・施設の統轄 	
(夜間)	支配人 従業員 A		
情報班 (班長)	従業員 B	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報・公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・関係機関との情報連絡 ・施設の避難状況集約 	
(夜間班長)	支配人 従業員 A		
避難誘導班 (班長)	従業員 C	<ul style="list-style-type: none"> ・市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ (現場での広報) ・避難誘導 	
(夜間班長)	支配人 従業員 A		

施設②		乗鞍鶴ヶ池駐車場	
統括管理者	指定管理事業 統括支配人	<ul style="list-style-type: none"> ・退避者状況の把握・整理 ・各班の情報集約、統制 	
(夜間)	指定管理事業 統括支配人		
情報班 (班長)	従業員 A	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・伝達 ・退避者情報の把握・整理 	
(夜間班長)	従業員 A		
避難誘導班 (班長)	従業員 B	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導対応 ・規制範囲外への避難 ・応急手当の対応 	
(夜間班長)	従業員 B		

施設③	銀嶺荘	
統括管理者	支配人	<ul style="list-style-type: none"> ・退避者情報の把握整理 ・情報収集・伝達、避難誘導対応、応急手当の対応、規制範囲外への避難についての指示
(夜間)	同上	
情報班 (班長)	主任 A	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・伝達 ・応急手当の対応
(夜間班長)	同上	
避難誘導班 (班長)	主任 B	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導対応 ・規制範囲外への避難
(夜間班長)	同上	

施設④	乗鞍白雲荘	
統括管理者	支配人	<ul style="list-style-type: none"> ・退避者情報の把握整理 ・情報収集・伝達、避難誘導対応、応急手当の対応、規制範囲外への避難についての指示
(夜間)	同上	
情報班 (班長)	小屋守	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・伝達 ・応急手当の対応
(夜間班長)	同上	
避難誘導班 (班長)	社員①	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導対応 ・規制範囲外への避難
(夜間班長)	同上	

施設⑤	乗鞍本宮	
統括管理者 (夜間)	宮司 —	退避者状況の把握・整理、各班の情報集約、統制
情報班(班長) (夜間班長)	当日勤務者 —	
避難誘導班(班長) (夜間班長)	当日勤務者 —	避難誘導対応、規制範囲外への避難

図3 地区の体制図

各施設の統括管理者及び施設の統括を行う者（以下、「統括管理者等」という。）が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表6 各施設の統括管理者等の代理順位

代理順位	氏名				
	乗鞍 バスターミナル★	乗鞍鶴ヶ池駐車場	銀嶺荘	乗鞍白雲荘	乗鞍本宮
第1位	従業員A	従業員A	主任A	小屋守	当日勤務者 (豊平)
第2位	従業員B	従業員B	主任B	社員①	当日勤務者 (頂上)

★は、当地区内の代表施設を示す。

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設
①代表施設への連絡		噴火を認知した場合は、代表施設へ伝達する。
②災害対応体制の確立	災害対応体制をとり、 ・高山市に噴火の発生を連絡する。 ・すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制を取る。
③高山市との協議	○高山市に以下の情報を報告。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況 ・地区内の施設及び周辺の被害状況 ○高山市等から共有される以下の情報を把握。 ・気象台・専門家等から得られる火山活動の推移等 ○以下の項目について高山市と協議する。 ・規制範囲外への避難実施のタイミング	
④地区内での情報の共有	地区構成施設からの避難状況、被災状況の報告を受けた後、地区内の避難状況、被災状況を高山市へ報告する。高山市と協議し、得られた情報や地区全体の状況等を地区構成施設へ適宜共有する。また、バスの運行が可能な状況下において、バスでの退避が必要な利用者等についての情報を高山市、輸送機関とも共有する。	地区構成施設及びその周辺の避難状況、被災状況を代表施設へ報告する。

なお、火山活動の推移等、収集すべき情報については、「8. 参考資料(1) 参考とすべき情報等」に記載。

夜間、職員が残っている状況下において、乗鞍バスターミナル内にある発電機が稼働しておらず、携帯の基地局が稼働していない場合は、乗鞍バスターミナルの情報班が、発電機を稼働させる。

5.2、5.3の場合も同様の対応をとる。

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表 8 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関	連絡先	担当窓口	
代表施設	乗鞍バスターミナル	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	支配人	
地区構成 施設	乗鞍鶴ヶ池駐車場	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	指定管理事業 統括支配人	
	銀嶺荘	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	支配人	
	乗鞍白雲荘	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	支配人	
	乗鞍本宮	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	宮司	
医療機関	乗鞍畳平診療所	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	当日担当医	
その他施設	乗鞍森林パトロールセンター	0577-32-0101 0577-78-1032	飛騨森林管理署 総括事務管理官 町方森林事務所森林官	
行政機関	高山市	0577-35-3345	危機管理課	
	高山市丹生川支所	0577-78-1111	地域振興課 基盤産業課	
参考	その他 関係機関	岐阜地方気象台	058-271-4108	火山防災官
		高山警察署	0577-32-0110	警備課
		高山市消防本部	0577-32-0119	
		岐阜県防災課	058-272-1131	山岳遭難・火山対策室
		岐阜県飛騨県事務所	0577-33-1111	振興防災課振興防災係
	輸送機関	濃飛乗合自動車（株）	0577-32-1160	運輸事業部
		アルピコ交通（株）	0263-92-2511	新島々営業所

(2) 避難誘導対応

①利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設の担当者は身の安全を図りつつ、放送設備、拡声器等で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者等に対しても、乗鞍岳が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

文案を下記に示す。

<p><屋外空間への案内></p> <p>ただ今、乗鞍岳が噴火しました。ただちに、建物内に避難してください。</p> <p>繰り返します・・・・・・・・</p>
<p><屋内空間への案内></p> <p>ただ今、乗鞍岳が噴火しました。建物の外に出ないでください。</p> <p>また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。</p> <p>繰り返します・・・・・・・・</p>

地区内で、利用者等の避難誘導先となる施設の位置図を下記に示す。

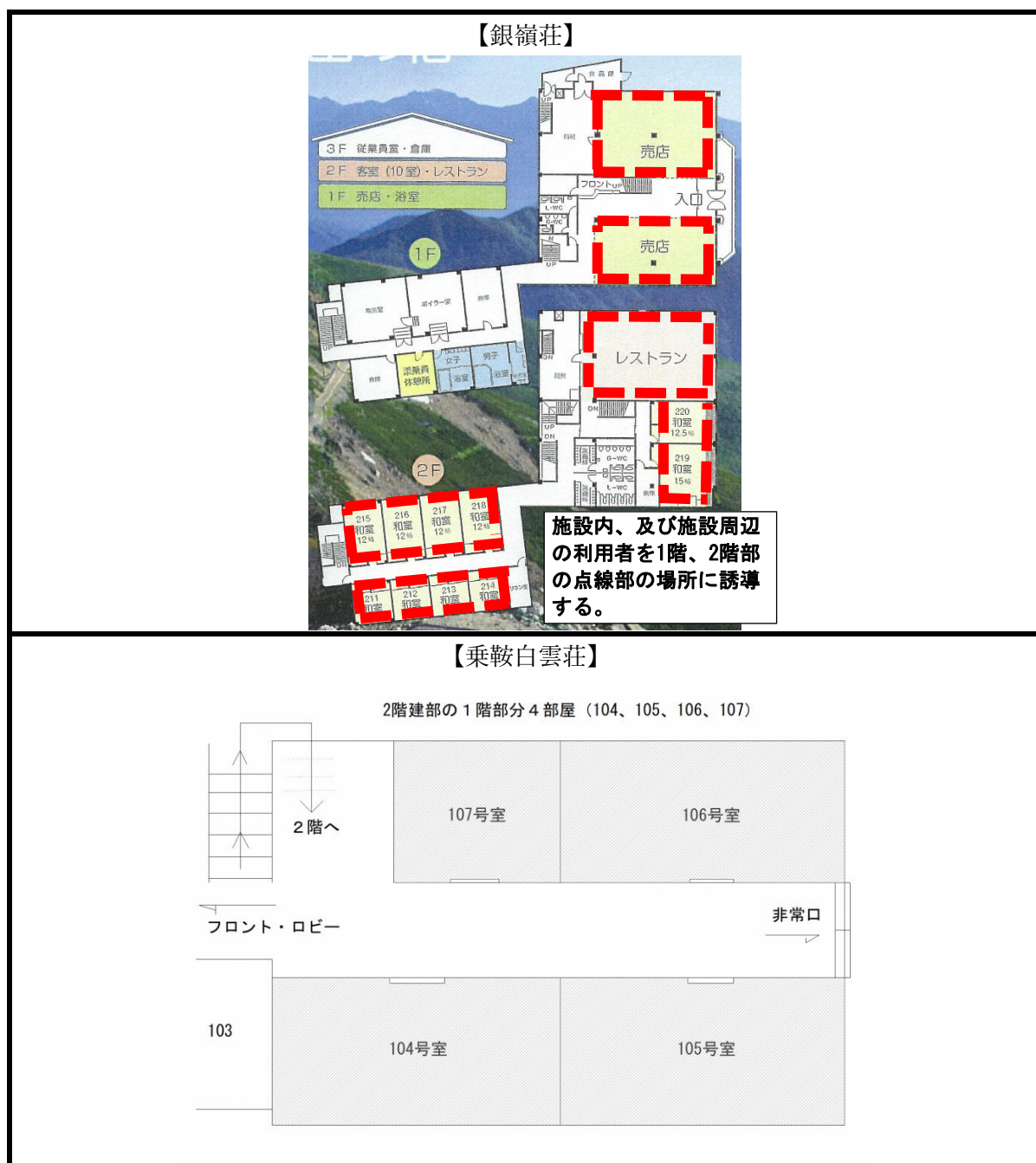


図4 利用者等の避難誘導先となる施設位置図

②建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

大きな噴石が予想される際の緊急退避は、利用者等を各施設内のより安全な場所に誘導する。入りきれない場合には、なるべく建物内で上階のある箇所の下に誘導する。誘導後、必要に応じて、備蓄してあるマスク、ヘルメット等を配布する。

各施設のより安全な場所へ至る経路図は以下のとおりである。



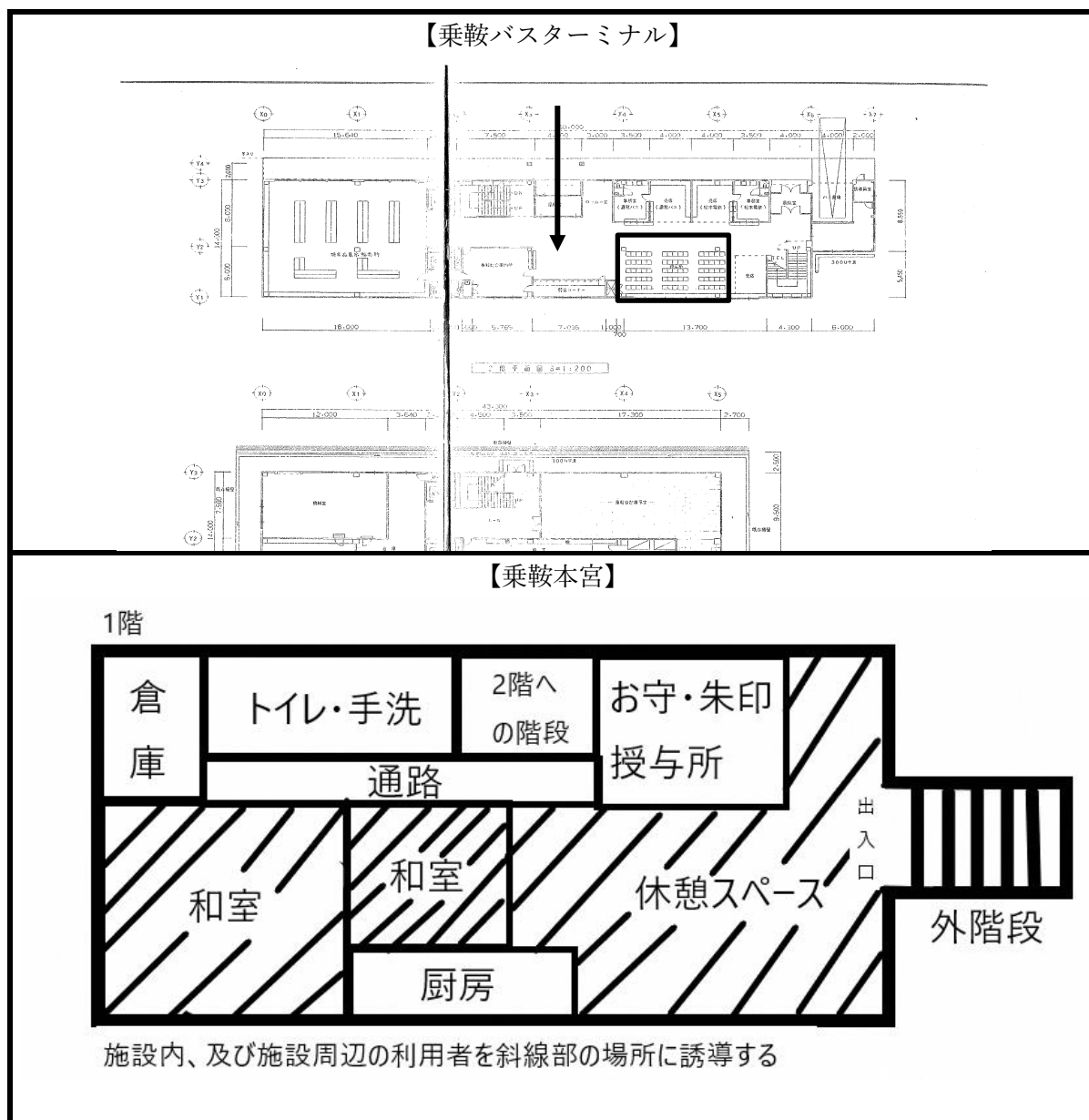


図5 地区内構成施設のより安全な場所・経路図
 ※乗鞍鶴ヶ池駐車場は、建物がないため経路図なし

(3) 施設間の緊急退避誘導

各施設は、噴石の飛散状況等火山活動の状況を観察し、代表施設の統括管理者等と協議して、屋根が補強されている又は鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の施設へ移動する。必要に応じて、代表施設の統括管理者等は移動手段を手配する。

当地区で屋根が補強されている又は鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の施設は表9のとおり。

表9 地区における屋根が補強されている又は鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の施設一覧

施設名	緊急退避者 受入可能数	階数	建物内のより安全な場所
銀嶺荘	約200人	3階	1階売店、2階レストラン等
◆乗鞍バスターミナル	約200人	3階	2階待合室
◆乗鞍本宮（一部木造）	約50人	2階	1階休憩スペース等

◆：鉄骨造

参考 地区における木造施設一覧

施設名	緊急退避者 受入可能数	階数	建物内のより安全な場所
白雲荘	約50人	2階	1階部分4部屋 (104、105、106、107)

移動した施設の統括管理者等は、移動先の統括管理者等と連携し、利用者等への対応にあたる。

(4) 退避者状況の把握・整理

各施設の統括管理者等は、退避が完了した後、可能な限り退避者の人数や施設及び施設周辺の被害状況について整理する。情報班は、整理した情報については代表施設へ報告する。代表施設は、各地区構成施設からの情報を集約し、高山市へ報告する。状況の整理にあたり、9.様式の「様式1 乗鞍岳 退避状況集計様式」、「様式2 乗鞍岳 退避状況整理様式」を活用してもよい。

(5) 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者等に報告する。乗鞍畳平診療所が開設している場合は、同所の医師にも応急手当の協力を仰ぐ。

(6) 規制範囲外への避難

代表施設の統括管理者等は、規制範囲外への避難の可否やタイミングについて、高山市と連絡を取り、協議の上、利用者等の避難誘導を実施する。

※乗鞍岳火山防災避難計画ではレベル2の時、畳平は規制範囲外のため避難を必要としないが状況によって規制範囲外への避難を実施する場合もある。

規制範囲外の避難先は、夫婦松駐車場とし、下記の避難経路を用いる。



図6 避難先と避難経路

規制範囲外への避難手段は、バス又は徒歩とする。

ただし、高山市から指示があった場合はこの限りではない。

規制範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

表10 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①高山市との協議	高山市と避難の実施の可否やタイミングを協議、必要に応じて、車両の手配、負傷者の救助要請を行う。	
②避難誘導	避難誘導班は、規制範囲外へ緊急退避者を避難誘導する。	
③施設内の残留者確認	統括管理者等は、施設内の残留者を確認する。	
④施設関係者の避難	施設関係者についても、規制範囲外へ避難する。	
⑤避難完了の報告	統括管理者等は、身の安全を確保した上で、当地区全体の避難完了について、高山市へ報告する。	

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

(1) 情報収集・伝達

立入規制等により、避難が必要になった場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表11 当地区として行う情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設
①災害対応体制の確立	高山市からの第一報をもとに災害対応体制をとり、すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制を取る。
②高山市との協議	<ul style="list-style-type: none"> ○高山市に以下の情報を報告 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・地区全体の利用者数 ○高山市等から共有される以下の情報を把握 <ul style="list-style-type: none"> ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ○以下の項目について高山市と協議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難等の実施 	/
③地区内での情報の共有	高山市との協議で得られた情報を地区構成施設と共有する。	利用者等の避難状況を代表施設と共有する。

関係機関の連絡先は、表7のとおりである。また、火山活動の推移等、収集すべき情報については、「8. 参考資料(1)参考とすべき情報等」に記載。

(2) 避難誘導対応

①利用者等への情報伝達

各施設は、放送設備、拡声器等で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難指示の発令により、各施設内への避難（噴火警戒レベル2）、規制範囲外へ避難（噴火警戒レベル3）が必要なことを伝える。

文案を下記に示す。

噴火警戒レベル2の場合

<建物内での案内>

ただ今、乗鞍岳の噴火警戒レベルが2に上がりました。火口から1km圏に立ち入り規制がかかります。ご利用の皆様は、そのまま建物内に留まり、係員の指示に従ってください。なお、当施設は、規制範囲の外側に位置しています。繰り返します・・・・・・・・

<施設周辺への案内>

ただ今、乗鞍岳の噴火警戒レベルが2に上がりました。火口から1km圏に立ち入り規制がかかります。畳平周辺は、規制範囲の外側に位置しておりますので、直ちに建物内に避難してください。不消道入口、県境広場ゲートより剣ヶ峰方面には立ち入らないでください。繰り返します・・・・・・・・

噴火警戒レベル3の場合

<建物内での案内>

ただ今、乗鞍岳の噴火警戒レベルが3に上がりました。これにより、火口から4km圏に立ち入り規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外の岐阜県側乗鞍スカイライン夫婦松駐車場へ避難をお願いします。避難方法については係員の指示に従ってください。繰り返します・・・・・・・・

<施設周辺への案内>

ただ今、乗鞍岳の噴火警戒レベルが3に上がりました。これにより、火口から4km圏に立ち入り規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに、岐阜県側乗鞍スカイライン夫婦松駐車場方面に避難してください。避難に際しては、高山市や気象庁等から出される情報に注意してください。繰り返します・・・・・・・・

<噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合>



「5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立ち入り規制が無い中で突発的に噴火が開始した場合」の文案を参照する。

②規制範囲外への避難の実施

規制範囲外への避難には図6の避難経路を用いる。避難手段は、バス又は徒歩とする。

ただし、高山市から指示があった場合はこの限りではない。

規制範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

表12 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①利用者等の状況把握	当地区全体の避難状況を確認する。	利用者等の人数を把握・整理し、代表施設と共有する。
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がいる場合、高山市との協議により、車両の手配等を要請する。	
③避難誘導	規制範囲外へ利用者等を避難誘導する。 (避難誘導中に噴火が発生し噴石や降灰があった場合には、最寄りの建物等へ緊急退避)	
④残留者の確認	地区内に残留者がいないか確認する。	
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、規制範囲外へ避難する。	
⑥避難完了の報告	統括管理者等は、身の安全を確保した上で、当地区全体の避難完了について、高山市へ報告する。	

5.3 「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表13 当地区として行う情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設
①災害対応体制の確立	高山市からの第一報をもとに情報収集体制をとり、すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での情報伝達体制をとる。
②市町村との協議	<ul style="list-style-type: none"> ○高山市に以下の情報を報告 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ○高山市等から共有される以下の情報を把握 <ul style="list-style-type: none"> ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ○以下の項目について高山市と協議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難等の実施 	/
③地区内での情報の共有	利用者等に火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを伝達する。	

関係機関の連絡先は、表8のとおりである。また、火山活動の推移等、収集すべき情報については、「8. 参考資料（1）参考とすべき情報等」に記載。

(2) 利用者等への周知

各施設は、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」（以下、臨時の解説情報という。）が発表されたことを伝える。臨時の解説情報発表後、火口周辺規制が実施された場合は、その旨を周知し、避難を呼びかける。なお、火口周辺規制実施時は噴火警戒レベル2の場合と同様の対応を行う。

文案を下記に示す。

<臨時の解説情報が発表された場合>

ただ今、気象庁から乗鞍岳に関する臨時の解説情報が出されました。今後、剣ヶ峰方面への立ち入りが規制される可能性があります。火山活動や気象庁、高山市から出される情報に十分にご注意ください。繰り返します・・・・・・・・

（火口周辺規制が実施された場合は噴火警戒レベル2の文案を参照のこと、レベルの引上げがないことに注意する。）

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

（1）各施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

① 保有設備、資器材、備蓄物資

各施設で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者等は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者等は、毎年6月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。また、更新等の状況を代表施設に報告する。

表14 各施設における保有設備・資器材、備蓄物資一覧

（令和4年1月現在）

活動区分	設備、資器材、 備蓄物資	乗鞍バス ターミナル★	乗鞍鶴ヶ池 駐車場	銀嶺荘	乗鞍白雲荘	乗鞍本宮	合計
情報収集・伝達	テレビ	2台 (BS放送)	—	—	—	—	
	インターネット 端末	1台	—	—	—	—	
避難誘導	ゴーグル（個）	—	—	20個	—	—	20個
	ヘルメット （個）	3個 (職員用)	—	10個	3個	—	13個
	懐中電灯（個）	3個 (職員用)	—	14個	8個	2個	25個 (宿直用含)
	防塵マスク （個）	—	—	—	50個	—	50個
	レインコート （着）	—	—	—	5着	—	5着
	飲料（L）	—	—	60L	4,000L	—	4,060L
	非常食（食）	—	—	30食	200食	—	230食
	毛布（枚）	30枚	—	30枚	70枚	—	130枚
救急箱（箱）	1箱	1箱	1箱	—	—	3箱	

活動区分	設備、資器材、 備蓄物資	乗鞍バス ターミナル★	乗鞍鶴ヶ池 駐車場	銀嶺荘	乗鞍白雲荘	乗鞍本宮	合計
その他	水 (L)	40,000L	—	60,000L	4,000L	—	104,000L
	備蓄燃料 (L)	4,000L	—	1,000L	400L	—	5,400L
	自家発電機 (機)	1機 (予備2機)	—	2機	2機	—	7機 (予備含む)
	AED (台)	—	—	—	1台	—	1台

★は、当地区内の代表施設を示す。

※上記のほか乗鞍量平診療所における資機材も使用可能

② 建物内のより安全な場所

当施設の建物内のより安全な場所は図5のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

(2) 地区全体の施設整備・備品等の状況

① 資器材・備蓄物資

当地区で現在保有する避難誘導の際に必要な資器材、緊急退避した従業員、利用者等のための備蓄物資は、表14のとおりである。更新があった場合は、代表施設へ報告する。報告を受けた代表施設は表を更新し、地区構成施設に周知する。

② 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は以下のとおりである。更新があった場合は、代表施設へ報告する。報告を受けた代表施設は表を更新し地区構成施設に周知する。

表15 当地区における保有車両一覧

施設 車種	乗鞍バス ターミナル★	乗鞍鶴ヶ池 駐車場	銀嶺荘	白雲荘	乗鞍本宮	合計
普通車両	0台	1台 (日中のみ)	1台 (日中のみ)	2台 (うち1台は日中のみ)	1台 (日中のみ)	5台 (うち4台は日中のみ)
バス小型	0台	0台	0台	0台	0台	0台
バス大型	0台	0台	0台	0台	0台	0台
貨物車	0台	0台	0台	0台	0台	0台

★は、当地区内の代表施設を示す。

代表施設は、緊急時におけるバス等について、高山市及び協力機関と調整し確保に努める。

表16 輸送手段の協力機関一覧

機関・事業所名	所在	連絡先
濃飛乗合自動車(株) 高山営業所	岐阜県高山市昭和町1-258	0577-32-1160
アルピコ交通(株) 新島々営業所	長野県松本市波田3027-2	0263-92-2511

③ 屋根が補強されている施設

当地区における、噴石等に対して屋根が補強されている又は鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の施設は、表9のとおりである。

7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

(1) 当地区における研修・訓練の実施

当地区においては、下表の研修・訓練を実施する。

表17 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
乗鞍岳火山防災訓練 (情報伝達訓練)	年1回	乗鞍岳火山防災協議会関係機関 避難促進施設事業者

(2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、高山市に報告する。

(3) 当地区における利用者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表18 情報掲示内容等一覧

情報内容	活用する資料	周知方法
現在の噴火警戒レベル・火山活動状況	乗鞍岳火山防災避難計画 巻末資料4	掲示
携帯電話が通話可能な登山道、火砕流や 噴石等の影響受ける範囲、乗鞍岳周辺の 概要	乗鞍岳火山防災マップ	配布
施設内外の避難経路	図5、図6の避難経路	掲示
乗鞍岳の噴火警戒レベル	気象庁資料	掲示

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を高山市に伝達する。
連絡先は、表8のとおりである。

8. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難指示等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難指示	避難指示は、危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 乗鞍岳における噴火警戒レベル表

平成31年3月18日運用開始

乗鞍岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (1~5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 過去事例 約9200年前の火山砕屑物を噴出するマグマ噴火※
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達。 過去事例 歴史記録なし※
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	●火口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 過去事例 歴史記録なし※
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常の生活。	●噴火が発生し、火口から概ね4km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 過去事例 歴史記録なし※
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。住民は通常の生活。	●火山活動は静穏。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
注2) 火口とは想定火口域をいう。

※ 乗鞍岳では、地質調査により、過去1万年以内に2回のマグマ噴火、12回の水蒸気噴火があったことが判明しているが、これら噴火の規模や噴出物の分布は十分に把握されていない(平成31年3月現在)。

このレベル表は乗鞍岳火山防災協議会(岐阜県高山市、長野県松本市等の地元市町村等)と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/>

9. 様式

様式1 乗鞍岳 退避状況集計様式

集計様式				年 月 日 _____ : _____ 現在	
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

様式2 乗鞍岳 退避状況整理様式

No	ゲル -フ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載 例	↑	防災 一郎 (ホウサイ イチロウ)	男	40		
	↓	防災 花子 (ホウサイ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						